

調査結果報告書（概要）
～いわゆる福井女子中学生殺人事件について～

1 事案の概要等（報告書第1～第6）

○ 事案の概要

昭和61年3月19日、福井市内の市営団地の一室で、被害者（当時15歳の女子中学生）が、その頭部を灰皿で殴打され、その首を電気カーペットのコードで絞められ、その顔面、頸部、胸部等を包丁で多数回刺突されて殺害された殺人事件

○ 経過（殺人事件）

確定審：

昭和62年 7月13日 公判請求（福井地検）
平成 2年 9月26日 無罪（福井地裁）
平成 7年 2月 9日 懲役7年（名古屋高裁金沢支部）
平成 9年11月12日 上告棄却（最高裁）

第一次再審請求審：

平成16年 7月15日 再審請求（本人）※実父も平成18年に請求
平成23年11月30日 再審開始決定（名古屋高裁金沢支部）
12月 5日 検察官が異議申立て
平成25年 3月 6日 同決定取消・再審請求棄却（名古屋高裁）
平成26年12月10日 本人側の特別抗告棄却（最高裁）

第二次再審請求審：

令和 4年10月14日 再審請求（本人・実父）
令和 6年10月23日 再審開始決定（名古屋高裁金沢支部）
※検察官の異議申立てなく確定

再審公判：

令和 7年 3月 6日 再審公判期日（名古屋高裁金沢支部）
7月18日 控訴棄却（再審無罪）判決（同上）
8月 1日 同判決確定（検察官上訴権放棄）

2 確定審における検察官の対応上の問題点・反省点等（報告書第7）

(1) 証拠の開示に関する問題点

○ テレビ番組の放送日に関する捜査報告書¹（「本件捜査報告書」）について

¹ 「事件当夜、着衣に血の付いたX氏を見た」旨の事件関係者C供述の裏付けの1つとして、検察

- 確定審第一審の関与検察官のうち少なくとも1名は、従前の主張・証拠と本件捜査報告書の内容の齟齬（「本件齟齬」）を認識したが、適切な是正措置を講ずることなく、従前の主張・証拠を前提とした論告を実施したと認定（控訴趣意書も同内容）
 - ⇒ それまでの検察官立証の一部が誤っていたこととなるとともに、事件関係者C供述の信用性を基礎付ける証拠の一部が失われる事態を避けようとしたものと判断せざるを得ない
 - ⇒ 公益の代表者として公正誠実に職務を行う姿勢に欠けていたもので、真摯に反省しなければならない
- 本調査では、その他に本件齟齬を認識していた関与検察官の存在を認めるには至らなかったが、控訴審での対応を含め、適切な是正措置が講じられなかったことは事実
- 上司も、結果として、部下検察官を指導する責務を十分に果たしていなかった

(2) 控訴に関する問題点

- 本件捜査報告書につき、適切な是正措置を講ずることなく控訴申立て
 - ⇒ 前記(1)と同様に、反省すべき

3 再審請求審における検察官の対応上の問題点・反省点等（報告書第8）

(1) 本件捜査報告書の提出・開示に関する問題点

○ 第一次再審請求審

- 第一審・異議審を含め、少なくとも5名の関与検察官が本件齟齬を認識していたと認められたが、本件の最重要証拠はB（及びA）供述であって、本件捜査報告書はB供述を裏付けるC供述の裏付けの一つにすぎず、Cの記憶が混同していた可能性があるからC供述の信用性に大きな影響はないなどとの判断から、適切な是正措置を講じず
 - ⇒ 上記のような証拠評価がなされていたとしても、適切な是正措置を講じるべきであり、反省すべき
- 齟齬を認識していなかった他の関与検察官においても、幅広く証拠関係全体を把握・検討していれば、齟齬に気付いた可能性があった
- 上司も、結果として、部下検察官を指導する責務を十分に果たしていなかった

○ 第二次再審請求審

- 証拠の保管状況を踏まえて開示すべき証拠を順次整理し、初回協議期日

から約半年後に提出・開示

(2) 本件捜査報告書以外の証拠の提出・開示について

○ 第一次再審請求審

- 裁判所の勧告を待って対応しており、現在の視点から見れば限定的な範囲での対応

○ 第二次再審請求審

- 裁判所の意向を踏まえ、広範かつ多数の証拠を提出・開示

(3) 第一次再審開始決定に対する異議申立てについて

- 第一次再審請求審の主な争点は客観的証拠の評価²であるものの、適切な是正措置が講じられ、本件捜査報告書が裁判所に提出されていれば、関係者供述の信用性が争点化され、本件捜査報告書を契機に主要関係者の一人であるC供述の信用性に疑念が生じたことを皮切りに、他の関係者供述の信用性にも疑念が生じ、立証構造に動揺が生じた結果、この時点で第二次再審請求審における再審開始決定と同様の判断が示された可能性あり
⇒ 再審開始決定で示された再審開始理由との関係では十分な理由があったと判断したものであるとしても、本件捜査報告書に基づく適切な是正措置が講じられることのないまま異議申立てがなされるべきではなく、その点において反省すべき

4 明らかになった問題点と対応策（報告書第9）

(1) 問題点

- ① 確定審の関与検察官の一部が本件齟齬を認識していたことが明らかでありながら、検察官立証への支障等の懸念から、適切な是正措置を講じることのないまま公判を遂行して第一審判決に至らせ、更に控訴を申し立てたこと
- ② 第一次再審請求審第一審の関与検察官の一部が本件齟齬を認識しながら、C供述の信用性評価や証拠としての位置付けを踏まえ確定判決が動揺することはない等の証拠評価に基づき、適切な是正措置を講じることのないまま手続を進め、さらに、再審開始決定に異議を申し立てたこと
- ③ 第一次再審請求審異議審の関与検察官の一部が本件齟齬を認識しながら、同審級でC供述の信用性が主たる争点でなかったこと等により、適切な是正措置を講じることのないまま手続を進め、再審開始決定が取り消されたこと
⇒ 公益の代表者として、確定審に提出された証拠内容が誤りであることを示

² 第一次再審請求審第一審は、①被害者の遺体の創傷の一部と凶器とされる包丁の形状が整合せず、未発見の凶器が使われた可能性があること、②犯行当日にX氏が乗ったとされる車両から血液反応が得られず、そもそも血液の付着がなかった可能性があること、③現場状況からうかがえる犯人像がX氏と整合しない可能性があることをそれぞれ示す証拠群を新証拠と認定して再審開始を決定した。

す本件捜査報告書につき、可及的に速やかに是正措置を講じた上で、検察官としての証拠評価・判断を主張すべきであり、そのような措置が適切に講じられることがなかった点は、確定審での訴訟追行や控訴を始め、第一次再審請求審での再審手続への対応や再審開始決定に対する異議申立てを通じ、一貫して反省すべきもの

(2) 対応策

- ① 令和7年8月4日付け名古屋高検次席名での通知の発出・全国の検察官への周知
- ② 本調査結果報告書の全国の検察庁への周知
- ③ ①②を踏まえ、従前の検察官の主張及び証拠と齟齬する事実関係が明らかになった場合に適切な是正措置を徹底するための指導等の実施